

---

# 企 画

---



ウォーターフロント土浦

1	総合計画	47
2	土浦市亀城プラザ	54
3	合併の経過	57
4	広報・広聴	58
5	行財政改革	62
6	ICT施策の推進	72

## 1 総合計画

### 第8次土浦市総合計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨

本市は、平成20年に策定した第7次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく安心のまち 活力のまち 土浦」を目指し、市町村合併後のまちづくり、東日本大震災からの復旧・復興などに取り組みつつ、様々な施策・事業を計画的かつ総合的に推進してまいりました。この間、平成27年9月に、半世紀ぶりに駅前に移転した市庁舎をはじめ、図書館や市民ギャラリーを核とした土浦駅前北地区再開発事業など、将来の市政の発展の礎を築くための各種事業を展開してきました。

しかしながら、我が国で進む急激な人口減少と少子高齢化、それに伴う産業構造・就業構造の変化と行財政運営の持続性への懸念、さらには経済のグローバル化やICT社会の進展、地球環境問題の深刻化、生活の安全と安心を求める意識の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢等は大きく変化しています。加えて、国が推進する「地方創生」や「一億総活躍社会の実現」などで掲げられているとおり、これらを踏まえ、まちの魅力を高めるとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての環境の充実を図ることなどが喫緊の課題となっています。

このような社会経済情勢等の変化に的確に対応し、本市が将来にわたり、安心・安全で住みやすく、市民が生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着の持てるまちづくりを市民との協働によって実現するため、平成30年度を初年度とする第8次土浦市総合計画を策定したものです。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる計画として、今後とも長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画として位置付けます。

具体的には、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための施策の方向を明らかにし、将来の土浦市づくりの指針とするとともに、平成30年度からの総合的かつ計画的な市政運営のための基本方針とするものです。

#### (3) 計画の構成と期間

第8次土浦市総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

##### ①基本構想

基本構想は、まちづくりの目標を示す基本理念や将来都市像を定め、これを達成するための計画推進の基本姿勢と施策の大綱を明らかにし、総合的な市政運営の指針とします。

構想期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間です。

##### ②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた計画推進の基本姿勢と施策の大綱に沿って、より具体的なまちづくり指標を明らかにし、具体的な施策推進の指針とします。

前期基本計画 平成30年度～令和4年度

##### ③実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策を実現するため、財政計画に基づいて、3カ年のローリング方式により必要な見直しを行い、毎年度の予算編成の指針とします。

#### (4) 基本理念

今後の土浦市のまちづくりを進めていくための基本理念を次のように設定します。

##### ○共に考え行動する「協働」によるまちづくり

これからの地方分権時代においては、厳しい財政状況の中で、一層の自主・自立によるまちづくりが求められます。一方、これまでの「協働」のまちづくりの中で、市民の人材としての意識・能力は向上しており、その能力を十分に発揮してもらうことが期待されます。今後は「市民」、「団体」や「事業者」など、市に関わる全ての当事者が責任意識を自覚し、様々な場面において行政との役割分担を果たすことによって一歩進んだ「市民協働のまち」を目指します。

##### ○快適で安心・安全な「日本一住みやすい」まちづくり

「まちづくり」の本質的な目的は、この「まち」に住む人々にとって、暮らしの様々な場面（「住み」、「学び」、「働き」、「憩い」など）において、満足感のある生活・都市環境を創造していくことです。この目的は、取り巻く社会環境が変化しても、普遍的なものといえます。引き続き誰もが「住んでみたい、住んでよかった」と思える「日本一住みやすいまち」を目指します。

##### ○地域資源を生かした活力あるまちづくり

本市には、先人から引き継いできた長い歴史・文化や日本第2の湖である「霞ヶ浦」をはじめとする水と緑豊かな自然環境など地域固有の資源があり、土浦城下のまちとしての礎から、県南の中心都市として発展してきました。地方分権や地方創生への流れの中で、これらの地域資源を生かし独自性の高い活力あるまちを目指します。

#### (5) 将来像

将来像は、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画の中で、令和9年度を目途に目指す「まちづくりの方向性や将来の姿」を目標として明示するものです。

社会経済情勢等やまちづくりの基本理念などを踏まえて、次のように設定します。

水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦
--------------------------------

#### (6) 将来目標人口

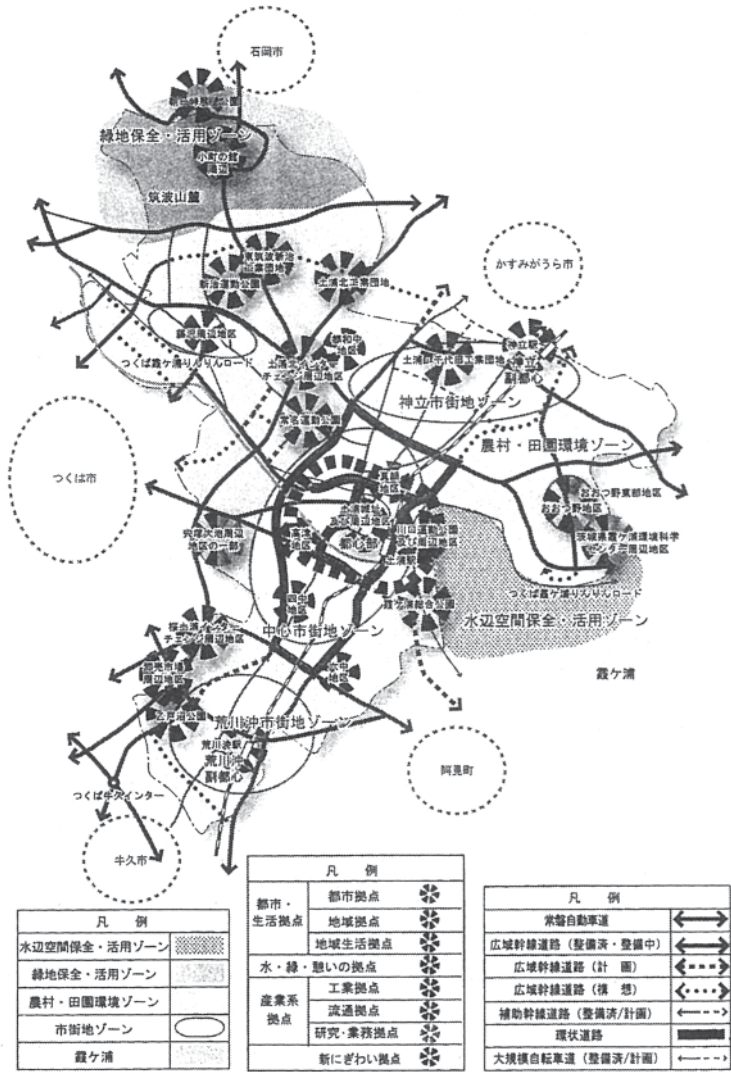
本市の将来人口は、国立社会保障人口問題研究所による令和9年の推計人口では132,700人となりますが、まち・ひと・しごと創生への取組により、1,300人の上積みを図り、将来目標人口として134,000人を目指します。



(7) 土地利用構想

本市の地域特性を活かした土地利用を実現するために、自然的土地利用と都市的土地利用に分類し、自然的土地利用として「水辺空間保全・活用ゾーン」「緑地保全・活用ゾーン」「農村・田園環境ゾーン」を、都市的土地利用として「市街地ゾーン」を設定し、それぞれの方針に従って調和のとれた土地利用の誘導を図ります。

特に、人口減少・高齢化が進む中、本市の地域特性を活かし豊かな自然と都市機能との調和をとりながら、都市の活力と住民の生活の利便性を維持し、いつまでも暮らしやすいまちを実現するため、公共交通と連携して、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を構築します。



(8) 計画推進の基本姿勢

将来像の実現のための計画推進に向けて、取組の基本姿勢を次のように定め、全ての行政分野の施策展開を進めます。

■「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり

将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくため、市民やボランティア団体、NPO、事業者等の多様な地域社会の担い手が課題を共有しつつ、これまでのような市民活動の振興・底上げのための協働から、さらに歩みを進め、協働をまちの課題解決の手段として、全市的な取組に発展させるなど、まちの質を高めるために連携・協働によるまちづくりを進めます。

■行財政改革の推進と市民サービスの向上

本市では、行財政の改革にこれまでも継続的に取り組んできました。しかしながら、人口減少社会の到来の中で、今後のまちづくりにおいては、財政面の制約が一段と増すことが想定されます。

このような状況を踏まえ、市民ニーズの多様化・高度化への対応を図りつつ、限られた財源による効率的な行政運営に向けて「選択と集中」を進め、あらゆる場面で一層の行財政改革の取組強化と市民サービスの向上を図ります。

## (9) 施策の大綱

将来像の実現に向けて、次の6つを取組の柱として設定し、2つの基本姿勢に基づいて、総合的な取組の推進を図ります。

### ①市民が主役の安心・安全なまちづくり

本市では、市民の誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、東日本大震災時の教訓を基に自然災害への対応力を向上させるとともに、犯罪や交通事故を抑止し日常生活における安全性を高めるなど、災害や犯罪に強いまちづくりを進めています。

引き続き、県内随一の組織率を誇る自主防犯組織を背景に、地域やボランティア、NPOなどの各種団体、事業所などとの連携協働により、市民が主役の安心・安全なまちづくりの対策を推進します。

### ②心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくり

本市では、「心の豊かさたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり」を理念として教育文化行政を進めています。誰もが心身ともに健やかな生活を送るため、地域社会とのつながりの中で学び、スポーツや文化活動に参加できる、明るさにあふれた、心豊かな教育・文化・スポーツのまちづくりを推進します。

### ③活力とにぎわいのあるまちづくり

本市には、充実した都市機能と歴史に根差した商業をはじめ、創造性と技術力のある工業のほか、自然・歴史・文化・人を活かした観光、日本一の生産を誇るレンコンや花きなど特色ある農業、霞ヶ浦における漁業など多様な産業があります。これらの豊富な地域資源を活かし、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進します。

### ④ふれあいとあたたかいまちづくり

本市では、中学校区ごとの「ふれあいネットワーク」を軸に地域福祉を推進しています。地域社会の誰もが不安なく快適で安心・安全に暮らすことができ、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる、ふれあいとあたたかいまちづくりを推進します。

### ⑤環境を重視するまちづくり

本市は、霞ヶ浦や河川などの水辺により、特徴のある景観が形成されています。また、里山や筑波山麓の豊かな山林は、生態系を支える重要な役割を果たすと同時に、本市の自然環境を特徴づける貴重な資源です。その豊かな自然環境をまちづくりの一つとして位置付け、人と自然が共生し、快適に暮らせるまちを目指し、環境を重視するまちづくりを推進します。

### ⑥快適でゆとりのあるまちづくり

本市では、県内でも有数の都市集積を持ちながら、霞ヶ浦や筑波山麓などの豊かな自然環境を有しています。こうした地域資源を活かしながら、市街地の生活拠点等の充実とネットワーク化を進めることで、快適でゆとりのある都市空間の構築を目指します。



(10) リーディングプロジェクト（重点事業）

第8次土浦市総合計画の基本理念を踏まえ、将来像の早期実現に向けて、社会情勢の変化や市民ニーズ等に留意しながら、地域経営の観点から戦略的に進めていくリーディングプロジェクト（重点事業）を「つちうら ステップ・ワン プロジェクト」として位置付けます。

「つちうら ステップ・ワン プロジェクト」は、次の3つのプロジェクトによって構成されます。

昨日より今日、今日より明日、一步一步積み重ねる  
つちうら ステップ・ワン プロジェクト

市民と行政が一体となり、堅実な土浦を築く  
「みんなで支え合う つちうら プロジェクト」

地域固有の資源に磨きをかけて、輝きを放たせる  
「まちがにぎわう つちうら プロジェクト」

知恵と政策を積み重ねて、着実に一步前進する  
「未来へつなぐ つちうら プロジェクト」

①市民と行政が一体となり、堅実な土浦を築く「みんなで支え合う つちうら プロジェクト」

本市は早くから「協働」によるまちづくりを推進し、高い自治会加入率を背景に土浦型地域包括ケアシステムや自主防災組織の整備などに取り組んできました。しかしながら、本格的な高齢化と人口減少社会の到来により、地域力の低下や税収の減少などが懸念されています。このことから、本市においては持続可能な協働システムの構築や行財政運営の仕組みづくりが課題となっています。

このような中、我が国の構造的な問題である少子高齢化への対応として、一億総活躍社会の構築が求められています。本市においても、市民が安心して、快適に暮らせる地域社会を作っていくためには、市民・団体・事業者などがこれまで以上に主体的にまちづくりに参画していくことが大切であり、一人でも多くの市民に協働の輪を広げ、誰もが安心・安全な地域社会を築いていくことが必要です。

また、行財政改革においても、もう一段の取組を進め、堅実で持続可能な行財政運営を実現し、市民と行政が足並みを揃え、一体となってまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

これらの一連の取組を、『市民と行政が一体となり、堅実な土浦を築く「みんなで支え合う つちうら プロジェクト』』として、本市のまちづくりのリーディングプロジェクト「つちうら ステップ・ワン プロジェクト」の一つとして位置付けます。

主な取組

取組 1 コミュニティ活動等の推進

- 地域コミュニティ施設新築等補助事業
- 地域の活力を高める活動に対する支援事業
- 協働のまちづくりファンド事業

取組 2 地域防災の推進

- 自主防災組織の育成強化
- 公共下水道雨水排水路の整備

取組 3 行財政改革大綱の推進

- 公共施設マネジメントの推進

取組 4 市民協働によるまちづくりの推進

- 道路愛護ボランティア支援制度
- 公園里親制度

## 取組5 土浦型地域包括ケアシステムの充実

- 地域福祉計画に基づく各種施策の推進
- 「ふれあいネットワーク」の推進

### ②地域固有の資源に磨きをかけて、輝きを放たせる「まちがにぎわう つちうら プロジェクト」

本市はこれまで、オンリーワンのまちづくりを掲げ、霞ヶ浦をはじめとする自然環境、歴史的に集積された中心市街地の都市機能の活用を図りつつ、新たな資源の発掘や地域の特性を活かした市街地の整備を進めてまいりました。

これまでのところ、中心市街地の歩行者通行量や観光来街者数においては、一定程度の改善がみられましたが、かつてのにぎわいとは大きな乖離が生じています。また、荒川沖や神立などの市街地においても同様な状況であり、引き続き「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成が課題となっております。

一方、本市における多くの地域資源の中でも、花火やマラソン、レンコンなど全国レベルのポテンシャルを持つ地域資源を、さらに磨き上げるとともに、新たに、霞ヶ浦や歴史的な街並みなど、地域固有の資源を活用、連携させたレンタサイクルやサイクルーズなども取り組んでおり、今後の交流人口の拡大が期待されています。また、本市では市役所本庁舎の移転や新図書館の整備など中心市街地活性化の取組も進めており、これらの新たな都市機能の有効活用が課題となっています。

今後は、周辺市町村との連携を強化しつつ、新旧の地域固有の資源を磨き上げ、輝きを放たせ、それらを連携させ、情報発信（シティプロモーション）することで、まちににぎわいを創出していくことが重要です。

こうした取組を、『地域固有の資源に磨きをかけて、輝きを放たせる「まちがにぎわう つちうら プロジェクト」』として、本市のまちづくりのリーディングプロジェクト「つちうら ステップ・ワン プロジェクト」の一つとして位置付けます。

#### 主な取組

##### 取組1 土浦の誇るビッグイベントの充実

- 「土浦の花火」の魅力向上と全国発信
- かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンの充実

##### 取組2 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の環境整備

- 土浦港周辺広域交流拠点整備事業
- サイクルーズ、サイクリングイベント等の開催
- 水郷筑波広域レンタサイクルの充実

##### 取組3 ジオパーク事業の推進

- ジオパークの推進

##### 取組4 農産物の生産振興と価値の創出による需要拡大

- 土浦ブランドアッププロジェクト推進事業

##### 取組5 霞ヶ浦の保全・再生

- 第17回世界湖沼会議サテライト会場の運営

##### 取組6 コンパクトな市街地の整備

- 適正な土地利用の誘導
- 神立駅周辺地区の整備

##### 取組7 まちのにぎわいを創出するソフト事業の展開

- 各施設と連動したシティプロモーションの推進

##### 取組8 JR常磐線の強化によるまちの活性化

- JR常磐線の輸送力増強と利便性の向上



### ③知恵と政策を積み重ねて、着実に一步前進する「未来へつなぐつちうらプロジェクト」

本市の合計特殊出生率は全国平均を下回る水準であり、全国的に回復基調にある直近についても、本市は低下傾向となっています。子どもの減少は、将来の生産年齢人口の減少をもたらすだけでなく、多様な交流機会の減少など、子ども自身の成育環境に変化をもたらしています。このような中、将来にわたって、本市が持続的に活力のあるまちであり続けるためには、地域の子どもたちが社会の発展に貢献できるよう、健やかに育っていくことが重要です。子どもたちに対する支援は、地域の未来への投資であり、その子どもたちが、将来、地域社会を担うとともに、次の世代を育む大人へと成長し、さらには、高齢者となっても、地域でお互いを支え合い、助け合いながら暮らしていけるように、地域人材の好循環を生み出していく必要があります。このようなことから、本市においても、子どもを安心して産み育てることができるよう、防災・防犯対策などの充実による安心・安全な子育て環境の整備をはじめとして、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、これに続く子ども・若者の健全な育成支援の更なる充実が求められています。

一方、出生率の回復・上昇は、一人ひとりの結婚観・家族観などの価値観によるところも大きく、本市単独の取組のみで高い効果を実現することは困難でもあります。しかしながら、将来的な人口の維持・減少の抑制、さらには長期的な人口構造の若返り実現のためには、出生率の回復・上昇は極めて重要な要素です。市民の若い世代の結婚・出産・子育てに対する理想と現実のギャップを解消していくことは、市民全体の未来への希望をつなげていくこととなります。加えて、子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる地域をつくっていくためには、教育ならびに生涯学習環境の充実が求められます。なかでもIoTやAIの進展がもたらす社会の変化に備えることができる学校教育の実現が求められています。

これらの取組は、一朝一夕に実現することは難しいですが、市民の知恵と政策を積み重ねていくことで、着実に一步ずつ前進させていくことが重要です。

これらの取組を、『知恵と政策を積み重ねて、着実に一步前進する「未来へつなぐつちうらプロジェクト」』として、本市のまちづくりのリーディングプロジェクト「つちうら ステップ・ワンプロジェクト」の一つとして位置付けます。

#### 主な取組

##### 取組 1 安心・安全な子育て環境の整備と子育て支援の充実

- 防犯対策事業の推進

##### 取組 2 結婚支援の充実

- 結婚支援事業の充実

##### 取組 3 地域における子育て支援の充実

- 地域子育て支援拠点の充実
- 公立保育所の民間活力導入

##### 取組 4 学校施設や教育環境の整備・充実

- 学校施設等の整備・充実
- 学校給食センター再整備事業

##### 取組 5 特色ある学校づくり

- 小中一貫教育推進事業

##### 取組 6 小学校の適正配置

- 小学校適正配置の推進

##### 取組 7 文化芸術活動の推進及び施設の充実

- 美術品等の公開推進
- 市民ギャラリーの有効活用
- 市民会館の耐震化及び大規模改修



## 2 土浦市亀城プラザ（土浦市田園都市中核複合施設）

### （1）施設のねらい

本施設は、土浦市のめざす「温もりのある活力にみちた住みよい地域社会づくり」のための生活・文化活動の拠点として、都市（活力）と農村（うるおい）が一体となった中核施設にふさわしい、各種公共施設の機能を組み合わせた複合施設で、その内容は、各種の催しや集会、展示会、自己啓発や生涯学習を志向したグループ・サークル活動など学習と暮らしの向上に役立つ催し、室内スポーツやレクリエーションなどを通じて、健康づくりや体力づくりなど様々な目的にそって利用できるコミュニティセンターである。

昭和58年7月15日開館以来、本館のもつ機能や立地の好条件などにより、多くの市民に利用されており、令和元年度は月平均約7,977人の利用があった。今後も市民の交流促進の場として高い利用が見込まれる。

位 置	土浦市中央二丁目16番4号
敷地面積	3,034㎡
建築延面積	7,431㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階
起 工	昭和56年9月29日
完 工	昭和58年5月31日
開 館	昭和58年7月15日
総 工 費	21億3,000万円
指定管理者	一般財団法人土浦市産業文化事業団

### （2）施設の内容

施設は、「催し、集会、展示」「学習と暮らし」「体力・健康づくり」の三つの機能を集合して建設したものである。

#### ア 施設の構成

階	面積	内 容
地下1階	1,604㎡	駐車場、機械室
1 階	1,660㎡	大会議室、市民ホール、管理事務室、消費生活センター
2 階	1,627㎡	文化ホール、展示室、会議室
3 階	1,201㎡	音楽室、会議室、和室
4 階	1,339㎡	運動室、会議室、学習室 屋上機械置場
合 計	7,431㎡	

※なお、本施設は当初広域圏民の交流の場として建設されたが、土浦石岡地方広域市町村圏の構成市町においても、同様の施設を整備してきたことや、国の広域行政圏に関する施策が、平成21年度末をもって終了したことを受け、土浦石岡地方広域市町村圏協議会は平成22年度末で廃止となり、広域的利用の位置付けも終了した。

イ 各部屋面積一覧表

機能	施設名	内 容	規 模
催 し ・ 集 会 展 示	市 民 一 民 館	商品展示、即売会などの商業活動、パーティー、集会などのほか、住民の憩いの場として利用できる屋内自由広場	258㎡
	文 化 一 館	文化催し、行事、式典、講演などに利用できるホール	ホール 246㎡ 固定席 146席 移動席 164席 車椅子 2席 計 312席 楽 屋 57㎡ リハーサル室 119㎡ ホワイエ 123㎡
	大 会 議 室 2	各種会議、会合等に利用	150㎡
	小 会 議 室	研修、会議などのほか、特に和室は茶華道の稽古、囲碁、将棋など教養娯楽施設として利用可能  和室 4 洋室 6	No.1 50㎡ (和) 20帖 No.2 49㎡ (＃) No.3 98㎡ (＃) 40帖 (2分割可) No.4 53㎡ (＃) 20帖 No.1 81㎡ (洋) No.2 49㎡ (＃) No.3 53㎡ (＃) No.4 99㎡ (＃) No.5 75㎡ (＃) No.6 74㎡ (＃)
	展 示 室	(大) 作品発表、展示展覧会場 (小) 小展示会に利用	(大) 137㎡ (小) 74㎡
学 習 と 暮 ら し	音 楽 室	民謡、詩吟、コーラス等に利用 洋室 2	No.1 69㎡ (洋) No.2 68㎡ (＃)
	学 習 室	学習、会議など多目的に利用できる学習室	102㎡
	大 会 議 室 1	発表会、集会、ゲーム、レクリエーション等に利用	149㎡ (2分割可)
	消 費 生 活 セ ン タ ー	消費生活相談、指導、資料展示など	134㎡
づ健体 く り康力	軽 運 動 室	体操、卓球、ヨガ、舞踊 レクリエーション、ゲームなど	(大) 217㎡ (小) 150㎡
そ の 他	管 事 務 理 室	受付、管理	98㎡
	駐 車 場	地下及び1階敷地の利用	50台 自転車置場100台

企  
画



ウ 利用料金

施設名	区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時	
文化ホール (314席)	平日	6,660 円	10,400 円	13,430 円	27,350 円	
	土・日・祝日	8,710	13,430	17,430	35,580	
市民ホール (293.8㎡)	平日	4,350	6,660	8,590	17,540	
	土・日・祝日	5,565	8,590	11,250	22,870	
リハーサル室 (118.8㎡)	平日	1,210	2,175	2,910	5,565	
	土・日・祝日	1,570	2,785	3,635	7,130	
展示室	第1展示室 (136.5㎡)	平日	3,635	6,290	8,110	16,220
		土・日・祝日	4,715	8,110	10,530	20,950
	第2展示室 (73.3㎡)	平日	1,810	3,255	4,120	8,220
		土・日・祝日	2,295	4,120	5,440	10,650
会議室	大会議室1 (100人)	平日	3,025	5,440	7,020	13,910
		土・日・祝日	3,990	7,020	9,070	18,030
	大会議室2 (100人)	平日	3,750	6,410	8,350	16,580
		土・日・祝日	4,840	8,350	10,770	21,540
	第1会議室 (16人)	1,935	3,395	4,235	8,590	
	第2会議室 (24人)	1,210	2,175	2,910	5,565	
	第3会議室 (33人)	1,330	2,420	3,145	6,170	
	第4会議室 (66人)	2,420	4,350	5,815	11,140	
	第5会議室 (30人)	1,810	3,255	4,120	8,220	
	第6会議室 (39人)	1,935	3,395	4,235	8,590	
和室	和室1 (20畳)	1,210	2,175	2,910	5,565	
	和室2 (20畳)	1,210	2,175	2,910	5,565	
	和室3 (40畳)	2,420	4,350	5,815	11,140	
	和室4 (20畳)	1,440	2,545	3,395	6,540	
学習室 (57人)	2,055	3,750	4,840	9,560		
音楽室	第1音楽室 (68.9㎡)	1,330	2,420	3,145	6,170	
	第2音楽室 (67.6㎡)	1,330	2,420	3,145	6,170	
運動室	第1運動室 (216.6㎡)	2,175	3,990	5,210	10,160	
	第2運動室 (150.0㎡)	1,570	2,785	3,635	7,130	
楽屋		715	1,210	1,570	3,145	

備考

- ①利用時間が(別表)の区分時間を越え、又は繰り上がる場合は、次の区分により規定の利用料金を割りましてする。この場合において5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを5円とする。  
1時間未満 30% 1時間以上2時間未満 60% 2時間以上 100%
- ②午前と午後又は午後と夜間とを引き続き利用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。
- ③入場料若しくは料金を徴収する会員券・整理券その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利宣伝その他これに類する目的に利用する場合の利用料金は、規定利用料金の100%増しとする。ただし、市民ホールの利用料金は、規定利用料金の200%増しとする。

エ 令和2年度利用状況

(単位:回)

主催者別	施設		展示室	会議室	和室	学習室	音楽室	運動室	その他	計
	ホ文化 ル	ホ市 民 ル								
官 公 庁	0	0	5	14	0	1	0	0	0	20
学 校	4	0	8	32	0	16	5	0	2	67
学 術・研 究・団 体	0	0	55	16	32	4	0	0	0	107
同 業 組 合・農 業 組 合	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6
会 社	3	0	18	992	9	60	7	0	0	1,089
各 種 団 体	3	7	28	275	36	27	75	171	19	641
興 行	2	0	0	2	0	0	0	0	4	8
ク ラ ブ・教 室・研 究 会	2	2	1	99	87	4	106	554	105	960
演 奏 団 体	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
個 人	2	0	0	12	8	2	10	5	7	46
合 計	19	9	115	1,448	172	114	203	730	137	2,947

### 3 合併の経過

合併は、地方分権型社会の構築や行財政改革が進められる中で、自治能力の向上や地方行政の構造改革、変化する社会システムへの的確に対応できる市町村の確立、21世紀の新しい地域社会づくりにとって重要な課題である。

このため本市と新治村は、議会代表、住民代表、学識経験者等26名の委員による土浦市・新治村合併協議会において、慎重な協議を重ね、平成18年2月20日に合併した。

#### (1) 合併記念式典

日時 平成18年2月20日 午前10時から  
場所 土浦市民会館 大ホール  
参加者 532名

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律10号）  
（施行日）：平成22年4月1日

##### 【改正概要】

- ①国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ②自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長

○東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律36号）  
（施行日）：平成24年6月27日

##### 【改正概要】

- ①東日本大震災の発生後の実情を考慮し、地方債を起こすことのできる期間を延長（特定被災地方公共団体のため10年間延長）



## 4 広 報・広 聴

### (1) 広 報

市政に対する理解と協力を得るため、次の広報活動を行っている。

○「広報つちうら」の発行

発行回数 上旬号・中旬号の月2回  
規 格 A4判・2色刷り（一部 4色刷り）  
配布方法 町内会配布、公共施設への配布、電子書籍の配信

○視覚障害者に対する広報

「広報つちうら」をもとに再編集し、点字広報、声の広報として発行している。  
委 託 先 茨城県視覚障害者協会

○「マイシティつちうら」

放送日時 毎日4回（9時、12時、16時、20時）各15分間  
委 託 先 土浦ケーブルテレビ  
放送内容 土浦市からの催し物案内 等

○市民・学生アナウンサー事業

「マイシティつちうら」でのアナウンス、市のイベント会場などでのインタビュー、市主催の事業の司会などに市民アナウンサーを起用することで一層親しみやすい番組づくりを目指している。

市民アナウンサー 4人 学生アナウンサー 2人

○土浦市ホームページ

市の概要、事業、イベント案内等の行政情報を提供している。  
<https://www.city.tsuchiura.lg.jp>

○土浦市（公式）ツイッター

防災情報、市の事業、イベント等の行政情報を提供している。

○市長記者会見

月1回の定例記者会見日（原則として第1月曜日）に、市政の主要施策及び現況等を発表し市民への情報提供を行っている。

○有料広告事業

広 報 紙 平成20年4月中旬号から掲載開始  
掲載場所 中旬号の最下段  
ホームページ 平成20年5月から掲載開始  
掲載場所 トップページ最下段

○その他

「地域情報放映（NHKデータ放送等）」  
「市民くらしの便利帳」  
「デジタルサイネージを活用した広報」

### (2) 広 聴

#### ア 市民相談

○市政に対する各種相談、苦情の処理及び法律的な相談への助言、指導等を行う。

法律相談（相談員：弁護士）

毎週火曜日（祝日を除く）13時30分から16時00分まで（市役所相談室）

司法書士相談（相談員：司法書士）

毎週第2水曜日（祝日を除く）13時30分から15時30分まで（市役所相談室）

行政書士相談（相談員：行政書士）

毎月第3木曜日（祝日を除く）13時30分から16時30分まで（市役所相談室）

行政相談（相談員：行政相談委員）

毎月第3水曜日（祝日を除く）13時30分から15時30分まで（市役所相談室）

市民相談（担当者：職員）

毎日（閉庁日を除く）8時30分から17時15分まで（市役所）

#### 処理件数

区分 年度	総数	請陳 願情 要望等	法 律 相 談	司 法 書 士 相 談	行 政 書 士 相 談	行 政 相 談	社 労 士 相 談	土 地 家 屋 調 査 士 相 談	窓 口 相 談		
									来 庁 相 談	電 話 相 談	計
元	1,580	24	327	46	32	191	23	16	140	781	921
2	1,460	52	306	45	26	141	26	26	132	706	838

#### ○こんにちは市長さん（市政に対する提言・要望等）

広報広聴課へ常時寄せられる要望・苦情・相談等とは別に、市の施策に対する提言・意見・要望等市民からの手紙を市長が直接目をとおり、それぞれの内容に応じて関係部課に指示し、市政運営に反映させている。

#### 処理件数

区分 年度	通数	市 長 室	総 務	市 民 活 動	保 健 福 祉	都 市 産 業	建 設	教 育	消 防	その他	計
2	59	12	11	16	10	10	14	5	0	3	81

（内容により複数課に及ぶため、受付件数とは異なります。）

#### イ その他の相談

##### ○E-mail

#### 処理件数

年度	区分	意見・提言	問い合わせ等	計
2	40	520	560	

#### ウ 子ども模擬議会

小学生や中学生にとって土浦市とは、どういう「まち」なのか、子どもたちが議員になって率直な意見を「模擬議会」で発表することによって議会の役割を理解させる。併せて、優れた意見や要望を市政に反映させる。

##### ○令和元年度

- ・開催日 令和元年8月8日（木）
- ・会 場 市議会議場
- ・対象者 市内8公立中学校・義務教育学校 8年生 18名  
議長：2名 議員：16名（各校2名）

##### ○令和2年度

令和2年8月7日（金）に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止。



## エ まちづくり市民懇談会

市民との協働のまちづくりの一環として、市長（執行部）が地区へ出向き、市政方針を伝えるとともに、市民より市政への意見や提言、地区の課題等を直接聴き、市政に反映させる。  
（5年毎）

### ○令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止。

代替で郵送等による意見募集を実施（2月16日～3月16日） 提出者数 12名

## オ 市民と市長のまちかどトーク

まちづくり市民懇談会のうち、特定の階層を対象に実施。市長が市民からの市に対する意見やアイデア等を直接聴き、市政運営の参考にする。

### ○令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止。

## (3) シティプロモーション

本市が「存在感のある、選ばれるまち」となり持続的に発展していくため、まちの地域資源を活用して創出したさまざまな魅力を戦略的に内外に発信する。

### ア 市のイメージアップに関すること

#### ○土浦市シティプロモーションサイト「意外と〇〇！つちうら」

「つちうら」まちのレポーター（市民）がお知らせするグルメ、イベント情報を発信

<http://www.tsuchiura-pr.jp>

#### ○土浦市公式 Facebook、Instagram、YouTube、Twitter

土浦市の情報を発信

#### ○ご近所SNS「マチマチ」との連携

土浦市在住のご近所さんと情報交換ができるSNS

土浦市の情報、関連するニュースの配信

#### ○インターネットを活用した「土浦シティプロモーションちゃんねる」

現在の土浦市の魅力の動画を番組形式で発信

つちうらのまちをぶらりと歩きながら、魅力的なスポットや土浦で活躍されている方を紹介する「つちうらぶらりまち歩き」の配信

配信日時 毎月2回月曜日午後8時 15分間

土浦市立博物館、上高津貝塚考古資料館、土浦市立図書館、土浦市民ギャラリーの情報をお知らせする「つちうらカルちゃんねる」の配信

配信日時 毎週木曜日午後3時からライブ配信 15分間

#### ○移住体験ツアーの実施

テレワーク移住体験ツアー ～「自転車のまち土浦」おためし WEEK～

本市が選ばれるまちとなるよう地方への移住に関心のある方に、土浦でテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらい、まちの魅力や、充実した福祉・教育環境、都心へのアクセスの良さなどを知ってもらおう。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

### イ シティプロモーションの企画、調整、実施及び推進に関すること

#### ○「第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン」の推進

令和元年度に策定した「第2期つちうらシティプロモーション戦略プラン」の進捗の管理及び新規事業の企画調整を実施

計画期間：令和2年度～令和6年度の5年間

#### ○職員向けシティプロモーション研修

職員の情報発信力強化を図るため、SNSの活用等階層別に研修会を実施

#### ○「学際TSUCHIURA」の開催

市内には高校が10校あり、近隣市町村から学生が集う「学びのまち」であることから、「まちの財産」である高校生が一堂に会し、企画の段階から高校生が主役となってイベントを開催することにより、土浦への愛着心を育むとともに、賑わい創出と本市のイメージアップ及び市民の郷土愛の醸成を図る。

新型コロナウイルス感染症拡大のため中止。

#### ウ イメージキャラクターに関すること

##### ○つちまる着ぐるみの貸出運用によるPR活動

市のイベントをはじめ地域や企業など様々な場面での活用

運用実績 令和2年度 20件

##### ○つちまるファンクラブの設置

メールマガジン「つちめーる」の配信、

協賛店の会員のサービス

#### エ フィルムコミッションの推進

映画・テレビドラマ・CMなどのロケーション撮影を誘致し、ロケが円滑に進むようサポートする事業で、積極的にロケ支援することで、本市の知名度向上や地域活性化を図る。

##### ○ロケ地に関する相談及び案内

撮影イメージにあったロケ地紹介

ロケハン等への同行・案内

撮影に必要な許可等の手続支援

飲食店、宿泊施設の紹介

エキストラ手配の支援

その他撮影に関する各種相談

##### ○撮影時の立会い

##### ○フィルムコミッション専用ホームページの運営、管理

<http://www.tsuchiura-fc.jp>

##### ○支援作品のPR

パネル展の開催

ロケ地マップポスター、冊子の作成

##### ○撮影支援実績

令和2年度 撮影件数37件 経済波及効果4,218千円



## 5 行財政改革

### 1 実施計画の進行状況

土浦市では、令和元年度から令和5年度の5年間で推進期間とした「第6次土浦市行財政改革大綱」を策定し、それに基づいて改革の取組を行っています。

第6次土浦市行財政改革大綱を推進する実施計画には、令和元年度当初の推進項目として66件を掲げております。

今後も、持続可能な行財政基盤の確立を目指していくために、その進捗状況や成果を点検・評価し、問題点や課題点の改善を踏まえた見直し、並びに新たな取組を追加し、計画の着実な推進を図ります。

#### (1) 実施状況・達成状況について

##### ア 実施状況

令和元年度の実施状況は、全66項目の内、「実施」が59件、「準備・検討」が7件、「未実施」が0件となりました。

未実施については事業内容について再度精査し、最適な事業の進め方を検討してまいります。

6つの基本方針ごとの令和元年度実施状況は、次の表のとおりです。

分類 \ 基本方針	(1) 市民との協働・地域力の強化	(2) 持続可能な財政運営の確立	(3) 効率的・効果的な行政運営の確立	(4) 機能的な組織・人材づくり	(5) 適正な公共施設マネジメントの推進	(6) 情報発信・ICT社会への対応	合計
項目数	15	16	10	12	7	6	66
実施	15	13	9	11	5	6	59
準備・検討	0	3	1	1	2	0	7
未実施	0	0	0	0	0	0	0

#### [表中の分類]

実施：取組における工程に着手した。(目標達成に向け取組中である。)

準備・検討：目標達成に向け工程の検討、または着手のための事前準備を行った。(当初計画を見直し事業の再検討を実施した場合を含む)。

未実施：目標達成のための準備等も含め、取組を実施していない。

イ 達成状況

達成状況は、実施状況において令和元年度中に着手に至った取組について、行財政改革大綱実施計画の中で定めた目標に対して現在の状況を示したものです。

効果の高い取組はその効果を維持できるよう、あるいは次の段階に向けて新しい取組を進めるなどの検討を進めていきます。また、効果の低い取組については、計画期間に効果を引き上げられるよう、積極的な取組を図っていきます。

令和元年度中の取組（66項目）

令和元年度中に計画の事業に挙げられた66項目の最終目標に対する現在の値を度合いとして示したものです。これらは、A（100%以上～81%）が26件、B（80%～61%）が10件、C（60%～41%）が7件、D（40%未満及び判定不能）が23件となっております。

4つの基本方針ごとの令和元年度達成状況は次の表のとおりです。

分類	基本方針	(1) 市民との協働・地域力の強化	(2) 持続可能な財政運営の確立	(3) 効率的・効果的な行政運営の確立	(4) 機能的な組織・人材づくり	(5) 適正な公共施設マネジメントの推進	(6) 情報発信・ICT社会への対応	合計
項目数		15	16	10	12	7	6	66
A（100%以上～81%）		6	8	5	4	1	2	26
B（80%～61%）		1	1	1	3	2	2	10
C（60%～41%）		3	0	1	2	1	0	7
D（40%未満及び判定不能）		5	7	3	3	3	2	23



## 2 6つの基本方針ごとの取組状況

### (1) 市民との協働・地域力の強化

地域課題の解決に向けて、市民やNPO等との協働事業の推進や大学との連携協定の取組など、市民・自治会・NPO・民間事業者・大学などの多様な主体と行政が、それぞれの知恵や力、強みを活かし、防災や環境など様々な分野で連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

また、町内会やまちづくり市民会議、地区市民委員会などの地域コミュニティへの活動支援や活動を担う人材の育成などにより、地域の特性を活かした協働によるコミュニティ活動の促進に取り組めます。

これらについては、協働の担い手としての協働の意識を高めるための協働推進事業の推進、市民活動団体の支援や、学校等との連携による市民ギャラリーの利用促進に努めました。

#### 【令和元年度の主な取組項目】

No. 取組項目	取組状況の概要
1-1-② 協働推進事業の推進	<p>協働の意識を高めるための「みんなで協働のまちづくりシンポジウム」、協働により市民ができる実践活動について協議する「協働のまちづくりワークショップ」、市職員の協働に対する意識改革を目指す職員研修、更には、市民活動団体の自主的なまちづくり活動を支援する「協働のまちづくりファンド（ソフト）事業」などを実施する。</p> <p>令和元年度は、講師による基調講演、3団体による実践例の紹介及び講師とのパネルトーク、市民団体31団体のポスターセッションなど行った。</p> <p>参加人数：336人 達成状況：A（目標値310人）</p>
1-2-① 市民活動団体支援事業の推進	<p>NPOセミナー及び交流会は、市内のNPO団体に企画・運営を委託し、自身の経験談やネットワークを生かしたゲスト講師の話などを行う。NPO法人の活動紹介や法人経営の仕方など講義するほか、NPO法人の設立を考えている方、地域活動に興味のある方とNPO法人など参加者同士のマッチングなど交流を行う。</p> <p>市民活動情報サイト「こらぼの」の登録団体向けの講習会を行った。</p> <p>登録団体数：144団体 達成状況：A（目標値189団体）</p>
1-3-① 美術系大学等との連携による市民ギャラリーの利用促進	<p>近隣美術系大学等と連携し、学生及び若手作家による施設利用の促進を図る。</p> <p>学祭2019において、11日にわたり、市内高校のアート作品や学校紹介ブースの展示会場となる。来館者574人。</p> <p>また、イラスト、油画、砂絵の若手作家延べ4人、2件、9日間の展示が行われた。来館者690人。</p> <p>なお、平成30年度の土浦市展における学生（大学・高校生）の出品点数は9点であったが、令和元年度は市内・近隣の高校に出品の呼び掛けを行い、出品数が48点に増加した（うち高校生42点）。</p> <p>来館者数：49,174人 達成状況：A（目標値32,000人）</p>

(2) 持続可能な財政運営の確立

人口減少・少子高齢化の進展により、社会情勢が急速に変化する中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠であります。

そのため、真に必要な市民ニーズを把握し、事業の選択と集中に努めるとともに、実効性のある財源確保の取組を強化するなど、歳入確保と歳出削減の一体的な取組を推進します。

また、将来世代の負担も考慮し、計画的な市債の発行や基金の活用、公共施設等の適正な維持管理などに努め、健全で安定的な財政運営を図ります。

これらについては、経常経費の適正化の推進による税配分の精査や、ふるさと土浦応援寄付事業の推進ネーミングライツによる収入確保のほか、市税等の徴収強化に引続き取り組むことにより、歳入増加や歳出抑制の取組を図りました。

【令和元年度の主な取組項目】

No. 取組項目	取組状況の概要
2-1-① 経常経費の適正化の推進	<p>大規模事業の推進に伴う施設維持管理費及び公債費の増や、扶助費の増、消費税率の改正など経常経費の増加が見込まれる中で、担当課への状況を説明し、経常経費の増加を抑制する。</p> <p>枠配分については、消費税率引上げがあったもののゼロシーリングとし、実質的なマイナスシーリングによる抑制を図った。また、経常経費については、必要性、緊急性を検証し、最少の経費で最大の効果となるよう精査した。</p> <p>経常経費額：16,218百万円 達成状況：A（目標値16,397百万円）</p>
2-2-① ふるさと土浦応援寄付事業の推進	<p>ふるさと納税制度において、寄附者に対し特産品等を返礼品として送ることにより、寄付件数と寄付金額を増やし、財源確保を図るとともに、地元特産品等を広くPRし、新たな販路拡大など地域の活性化を目指す。</p> <p>ふるさと土浦応援寄附金をインターネットで受け付けるポータルサイトの増設、返礼品の増加を図った。</p> <p>寄付金額の増加率：2018年度決算額の247%増 達成状況：A（目標値 2018年度決算額の10%増）</p>
2-2-⑤ 市税収納対策の推進	<p>税負担の公平性の確保及び安定した行政サービスを提供するため、各種の収納強化対策や収納機会の拡大等により、自主財源の確保を図る。</p> <p>【令和元年度市税収入状況】</p> <p>収入済額 23,565,877千円（滞納繰越額 973,401千円） 収入率 95.3%（県平均96.9%） 県内順位 37 / 44位</p> <p>収入率：95.30% 達成状況：B（目標値96.90%）</p>
2-2-⑦ ネーミングライツ事業の推進	<p>市民会館のリニューアルオープン時及び市有体育施設を対象に、ネーミングライツ事業を推進することで歳入の確保を図る。</p> <p>①川口運動公園野球場（300万円）と川口運動公園陸上競技場（50万円）に加え、令和元年度は市民運動広場（30万円）、水郷プール（100万円）南部地区運動広場（30万円）、新治運動公園野球場（50万円）と契約を行った。</p> <p>②土浦市民会館は令和2年3月31日付けで（株）クラフトとネーミングライツ契約締結により「クラフトシビックホール土浦」の愛称となった。</p> <p>期間：令和2～5年度 命名権料：300万円/年（令和2年度は11ヶ月契約のため275万円）</p> <p>歳入：835万円 達成状況：A（目標値800万円）</p>



### (3) 効率的・効果的な行政運営の確立

市民の視点に立った行政サービスの維持・向上をより一層図るため、多様化・高度化する市民ニーズや厳しい財政状況を踏まえ、必要性が低く、又は効果の少ない事業を廃止するなど、事業の選択と集中に取り組みます。

また、より良い市民サービスを提供するため、民間委託や指定管理者制度等の最適な民間活力を活用した業務の効率化を推進します。

さらに、地方分権に対応した行政経営が求められている中、市の施策を時代の変化に応じて見直し、効率的・効果的な市民サービスの向上を図ります。

これらについては、時間外勤務の適正化の推進、公立保育所の民間活力の導入、朝型勤務の試験導入等の取組等により、効率的・効果的な行政運営を図りました。

#### 【令和元年度の主な取組項目】

No. 取組項目	取組状況の概要
3-1-② 時間外勤務の適正化の推進	<p>2018年度に策定した「時間外勤務の適正化に向けた取組方針」に基づき、全庁的な時間外勤務の適正化に取り組むことにより、長時間労働の是正及び労働生産性の向上を図る。</p> <p>時間外勤務について目標時間を設定し、各課で削減の努力を進めた結果、基準年度比4%の削減となった。</p> <p>時間外勤務数：125,802時間 達成状況：C（目標値118,000時間）</p>
3-2-② 公立保育所の民間活力の導入	<p>「土浦市公立保育所の運営のあり方検討委員会」による検討を行い、「公立保育所の民間活力導入の検討を進めることが必要」との結論を得た。</p> <p>2015年度に実施計画を策定し、2016年度から実施している。前期計画で6所、後期計画で4所を対象としており、2020年度は後期計画を策定し、後期の4所について、それぞれ存続又は移管の方向性を決定する。</p> <p>（移管済み保育所数：4、現在の公立保育所数：6）</p> <p>平成29年4月新川保育所、平成30年4月竹ノ入保育所、平成31年4月都和保育所、令和2年4月桜川保育所を民間へ移管、令和3年4月新生保育所を民間へ移管予定。</p> <p>民営化所数：1所移管 達成状況：A（目標値6所移管）</p>
2-3-③ 図書館の利用促進	<p>2017年度の駅前移転に伴う利便性の向上や、市民の生活などに役立つ講座の開催など活発な事業展開により、図書館利用者の増加に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会（毎月開催 月平均開催回数：10回 延べ参加人数：2,962人）</li> <li>・講座、研修会（健康、法律、子育て、夏休み子ども講座など）</li> <li>・イベント（博物館特別展の講演会、絵本作家のトークショー、図書館フェスほか）</li> <li>・図書の展示（月例展示、「きせつのえほん」展示、4階ロフト展示ほか）</li> </ul> <p>利用者数：512,587人 達成状況：A（目標値583,000人）</p>

(4) 機能的な組織・人材づくり

社会経済情勢や市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応できるよう、所期の目的を達成した組織の廃止や新たな行政課題に即応した施策に対応した組織の設置など、不断の見直しを行い、市民に分かりやすく機能的な組織の構築に努めます。

また、高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員の能力・資質を最大限に活用できるよう効果的な人材育成等に取り組みます。

これらについては、職場内研修（OJT）の確立による人材育成の推進など、効率的・効果的な行政運営を達成できるよう、各種の取組を進めました。

【令和元年度の主な取組項目】

No. 取組項目	取組状況の概要
<p>4-1-② 定員管理の適正化の推進</p>	<p>2016年度に策定した「第2次土浦市定員適正化計画」に基づき、事業のスクラップ、業務の効率化等を進める一方で、新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するための職員数の適正化に努める。第2次土浦市定員適正化計画における令和元年度の目標値は1,018人であった。</p> <p>目標を踏まえて採用を計画したが、想定以上の入庁辞退や普通退職により、総職員数が1,009人とどまった。</p> <p><b>総職員数：1,009人</b> <b>達成状況：A（目標値1,007人）</b></p>
<p>4-2-① 外郭団体の見直しの推進</p>	<p>市と密接な関連を有する外郭団体について、団体の設立趣旨や現在の社会情勢から求められる団体の役割を再確認し、今後の事業展開と適切な組織について、見直しを行う。</p> <p>市の適切な関与のもと、市民ニーズに的確に対応し、人材育成や組織の活性化を図る。外郭団体の1つである当課所管の土浦市土地開発公社であるが、理事会において解散の承認を得ることができ、方向性を示すことができた。他の団体については、所管課と検討をしていく予定である。</p> <p><b>団体数：6団体</b> <b>達成状況：D（5団体）</b></p>
<p>4-3-① 職場内研修（OJT）の確立による人材育成の推進</p>	<p>職場内研修（OJT）は、業務に直結した実践的な教育を、個々の職員に対して継続的に指導することができる最も効果的かつ重要な人材育成の手法であることから、全庁的なOJTの推進体制の確立を図る。チューター研修及び主任級職員1部研修、新任課長研修において、OJT推進マニュアルを使用した研修を実施した。</p> <p>また、目標管理面談や育成面談の効果的な方法について人事評価研修の中で取り上げた。そして、職場内でのOJTの確認をする機会となるよう、定期的な面談の場を設け、所属内でOJTがより一層機能するよう取り組んだ。</p> <p><b>職員アンケート回答率：72%</b> <b>達成状況：A（目標値50%）</b></p>

## (5) 適正な公共施設マネジメントの推進

市民が安心して安全に公共施設等を利用できるよう、適正な日常の維持管理や計画的な保全による長寿命化を図るとともに、施設の統合や複合化などに取り組むことにより、適正な公共施設マネジメントを推進します。

また、公共施設やインフラ施設が市民全体の貴重な財産であることを踏まえ、全市的な視点に立ち、将来の健全財政や維持管理経費等も十分配慮した有効活用を図ります。

これらについて、橋梁長寿命化修繕事業の推進等を実施し、所管課において各施設やインフラの個別計画等を計画されており、計画的な管理・運営が推進されている。

### 【令和元年度の主な取組項目】

No. 取組項目	取組状況の概要
<p>5-1-② 橋梁長寿命化修繕事業の推進</p>	<p>市内の道路・河川・鉄道に架かる橋梁のうち、市が管理する橋梁は240橋あるが、近年は多数の橋梁が一斉に老朽化の時期を迎えていることから、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕・更新等を推進する。</p> <p>これにより、今後想定される膨大な修繕・更新費用の縮減や予算の平準化を図るとともに、施設を健全な状態で維持し、道路利用者の安心・安全を確保する。</p> <p>土浦高架道及び国道六号8号橋（都和跨道橋）修繕工事实施した。</p> <p>修繕等を実施した橋数：2橋 達成状況：B（目標値30橋）</p>
<p>5-2-② 公有地の有効活用の推進</p>	<p>統廃合などによって発生した公共施設の跡地については、有効活用することで行政需要への対応を図る。</p> <p>また、不用と判断されたもの、低・未利用のものについては、維持管理経費の節減や財源確保の上からも、個々の財産について精査を行い、積極的な売却処分や貸付等を図る。</p> <p>担当課において用途廃止となり行政財産から普通財産に所管替えされた市有財産を売却することにより、財源の確保に努めた。</p> <p>件数：8件（土地） 延べ面積：447.21㎡ 売払い金額：5,824,100円</p> <p>売払い件数：8件 達成状況：B（目標値55件）</p>



(6) 情報発信・ICT社会への対応

市民等と行政が情報を共有するため多様な情報提供手段を活用し、市政情報や暮らしに関する情報を積極的に発信するとともに、市の知名度とイメージの向上を図るため、シティプロモーションを推進します。

また、ICTを積極的に活用し、マイナンバー制度の適正な運用やマイナンバーカードの活用などにより、市民生活の利便性の向上や業務の効率化によるコストの削減や人口減少時代に対応した事務処理の効率化と市民サービスの確保を図る必要があり、限られた人材と財源を有効活用するため、AIやRPA等を検討し、現行のサービス水準を維持向上する取組を推進します。

これらについて、災害情報発信力の強化推進等により市民を情報弱者にならないように市から可能な手段で的確な情報発信に努め、AI等の新技術導入の推進し、市民サービス向上や業務の効率化を図っていく。

【令和元年度の主な取組項目】

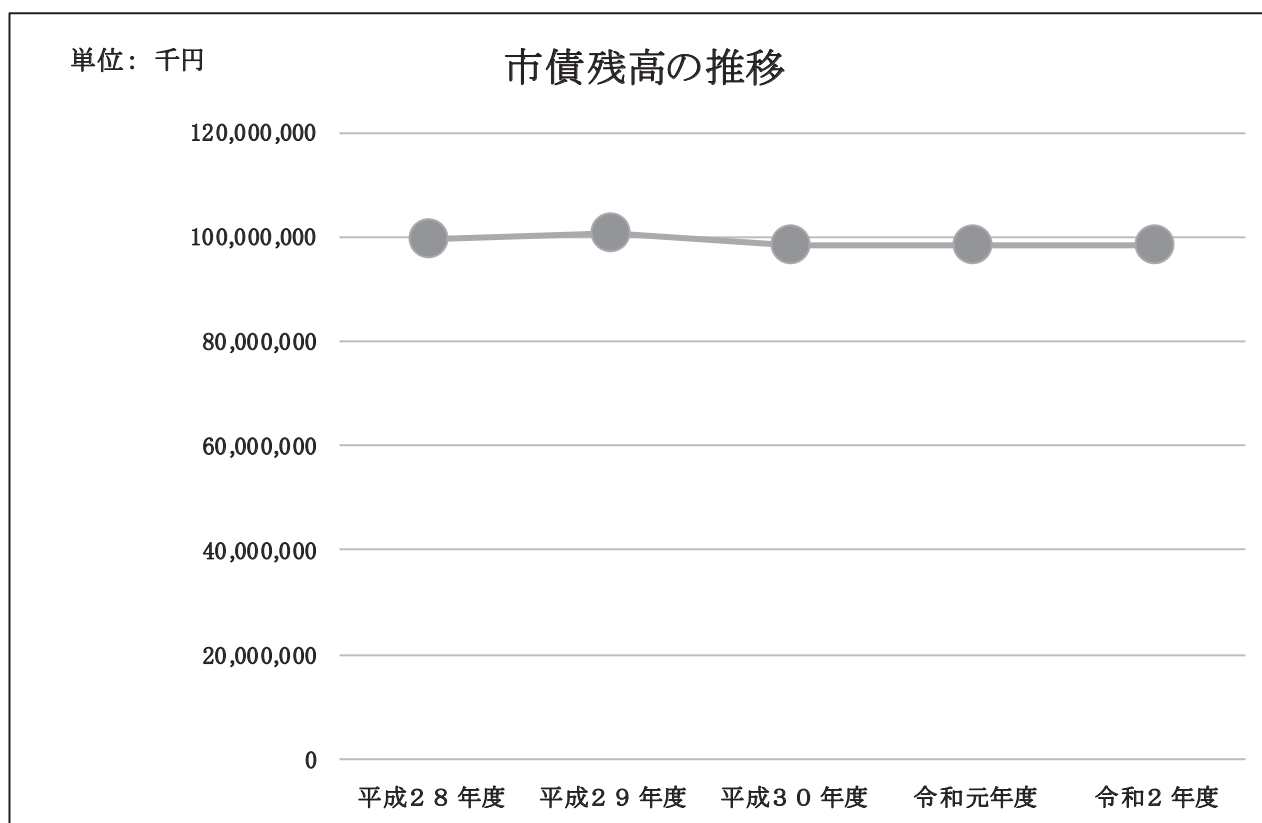
No. 取組項目	取組状況の概要
<p>6-1-② 災害情報発信力の強化推進</p>	<p>防災行政無線、HP、安心・安全情報メール等の情報伝達手段の充実と多重化を図り、迅速かつ的確な情報発信に努める。</p> <p>出前講座や広報紙等を通して、災害情報の受信方法について、市民への周知を行った。</p> <p>防災用移動無線をIP無線機に更新し、操作訓練を定期的実施することで、災害対応時の連絡体制を強化した。また、避難所間の連携強化のため、開設担当職員とのLINEグループを作成した。</p> <p>メール登録者数：5,633名 達成状況：A（目標値7,500名）</p>
<p>6-2-② 情報システムの共同利用の推進</p>	<p>情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、セキュリティレベルの高い外部のデータセンターにおいて、複数の自治体が共同で管理・運用し、災害時等においてもネットワーク経由で相互にデータセンターの利用を可能にし、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を推進し、システムの稼働率の向上と保守業務等の効率的運用により経費削減、災害時における運用及びセキュリティの向上を図る。</p> <p>平成29年度より同一業者の情報システムを利用している自治体間で共同利用についての勉強会を継続的に開催した。</p> <p>令和元年10月に、土浦市を含む県内8市町村で情報システムの共同利用に関する協定書を締結し、令和2年4月1日から本格的に共同利用を開始した。</p> <p>経費削減率：5% 達成状況：A（目標値5%）</p>

### 3 土浦市の現況（参考）

#### (1) 市債残高の状況

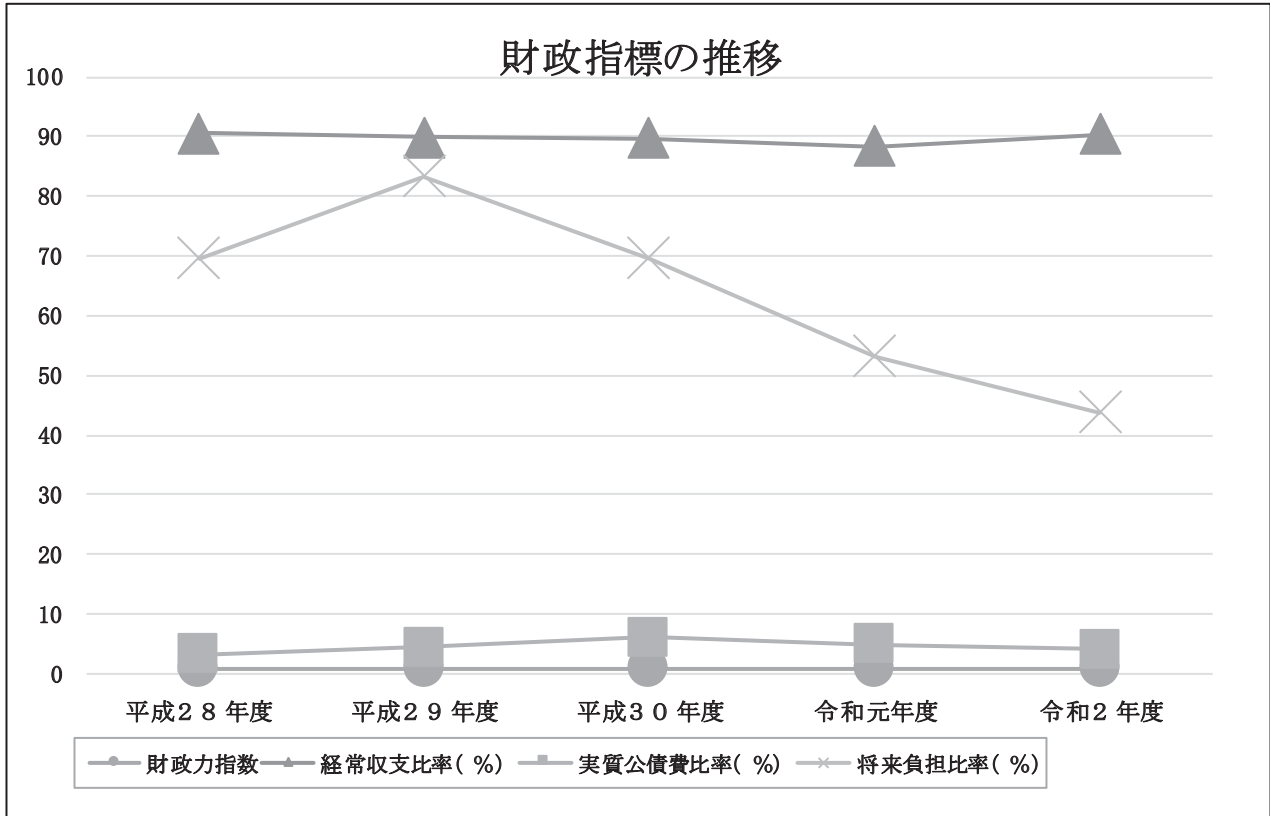
(単位：千円)

決算年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計	67,952,757	72,384,093	71,480,697	71,561,246	70,537,297
特別会計	25,848,382	24,492,225	22,635,002	21,429,353	2,261,058
企業会計	5,673,541	5,543,723	5,587,207	5,564,408	23,710,314
合 計	99,474,680	102,420,041	99,702,906	98,555,007	96,508,669



#### (2) 財政指標の状況

決算年度 指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①財政力指数	0.88	0.87	0.88	0.87	0.88
②経常収支比率 (%)	90.6	89.9	89.8	88.4	90.4
③実質公債費比率 (%)	3.1	4.3	6.1	4.8	4.1
④将来負担比率 (%)	69.6	83.3	69.6	53.1	43.7



※用語解説

①財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、過去3ヶ年の平均値です。数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。(財政力指数=基準財政収入額/基準財政需要額)

②経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度経常的に支出される経常的経費にどの程度充当されているかの割合を示すものです。

この数値が高まると財政構造が弾力性を失いつつあると考えられます。

③実質公債費比率

地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、従来の起債制限比率に、一定の見直しを行った新たな指標です。一部事務組合の公債費への負担金や公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等を加え公債費相当部分を幅広くとらえています。

この数値が18%以上となる団体については、地方債協議制度においても、地方債の発行には許可が必要となります。さらに25%を超えると起債の一部が制限されます。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

350%以上で早期健全化団体となります。



## 6 ICT施策の推進

### (1) ICT（情報通信技術）施策の状況

業務の電算化については 昭和41年度から委託による国民健康保険税のバッチ処理（一括入力処理）を始め、その後、税・年金・児童手当等各種業務の電算バッチ処理を委託によって行ってきました。

オンラインでの処理は昭和58年度に税収納のシステムを、昭和60年度には住民記録の電算化を行うなど順次各種業務のシステム化を委託処理によって図ってきました。

また、地域の情報化については昭和61年度に国からテレピア構想モデル地域の指定を受け、ケーブルテレビ等の情報基盤が整備されました。

平成14年度に住民基本台帳ネットワーク、平成15年度には総合行政ネットワーク（LGWAN）とそれぞれ接続し、国・県と一体化した行政サービスの提供が可能になりました。

電子市役所の基盤を整備するため、土浦市総合情報化基本計画を平成14年度に策定（平成18年度改定）。第2次土浦市総合情報化基本計画を平成24年度に策定しました。

平成27年度に市庁舎が移転したことに伴い、無線LANの導入及び耐障害性の高い庁内ネットワークを構築しました。

平成28年度に新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化のため、いばらき情報セキュリティクラウドに参加し、庁内ネットワークをインターネットから分離しました。

平成29年度に社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に基づく情報を開始しました。

令和元年度に、基幹業務におけるコスト削減、職員の利便性、業務効率化及び情報セキュリティの向上を図るため、県内8市町村で協定を締結し、翌年度から自治体クラウドの運用を開始しました。

令和2年度に、感染症等の流行時においても業務継続性を確保するため、市職員のテレワークシステムを導入しました。

今後も、さらなる利便性・快適性・安全性の向上につながるICT施策を展開してまいります。

### (2) ICT施策の内容

運用年度	主なICT施策内容
平成10年度	選挙不在者投票システム、霊園管理システム
平成11年度	イントラネットシステム、介護保険システム
平成13年度	ふれあいネットワークシステム
平成14年度	統合型地理情報システム、住民基本台帳ネットワークシステム 携帯電話に対応したホームページの構築
平成15年度	例規データベースシステム、総合行政ネットワーク（LGWAN）接続
平成16年度	公的個人認証システム、電子申請・届出システム、戸籍電子情報システム
平成17年度	市議会会議録検索システム 市主要公共施設間の光ケーブル接続
平成18年度	電子入札システム
平成19年度	図書館ホームページの蔵書予約システム 簡単申請・受付システム
平成20年度	庁内LANのLGWAN接続
平成21年度	市ホームページリニューアル
平成22年度	市税・保育料のコンビニ納付 証明書自動交付機
平成23年度	一部郵便局における、各種証明書の申請・交付
平成24年度	市議会本会議のインターネットによる録画中継
平成25年度	土浦市公共施設予約システム（文化施設・生涯学習施設の仮予約）
平成27年度	土浦市公共施設予約システム（スポーツ施設の仮予約） 新庁舎・新消防庁舎のネットワーク整備
平成28年度	いばらき情報セキュリティクラウドへ参加
平成29年度	新図書館のネットワーク整備 マイナンバー情報連携開始
令和元年度	基幹業務システム等の共同利用及び運用に関する協定を締結
令和2年度	自治体クラウドの運用開始 テレワークシステム導入